

放送倫理・番組向上機構
平成21年度第1回理事会 議事録

1. 日 時 平成21年5月28日(木) 午後4時30分～5時10分
2. 場 所 放送倫理・番組向上機構(BPO) 第1会議室
3. 出席者 [理事総数 10名]

飽戸 弘 理事長
岡本 伸行 専務理事 本橋 春紀 理事(事務局長)
藤久 ミネ 理事 今井 環 理事
山本 雅弘 理事
黒川 光博 理事(理事長に議決権委任)
濱田 純一 理事(理事長に議決権委任)
荒巻 優之 理事(理事長に議決権委任)
島田 昌幸 理事(理事長に議決権委任)

.....
黒田 敬一 監事 工藤俊一郎 監事

4. 議 題

- (1) 平成20年度業務報告・決算報告
- (2) 平成21年度収支予算の補正について

5. 配付資料

- (1) 平成20年度年次報告書(案)
- (2) 平成20年度決算報告書(案)
- (3) 平成21年度収支補正予算(案)
- (4) 会計処理規程(案)および緊急対策資産規程(案)
- (5) BPOパンフレット
- (6) BPO基礎資料(BPO規約、委員会運営規則、名簿など)

6. 議 事

議事に先立ち本橋理事(事務局長)より、黒川理事、濱田理事、荒巻理事、島田理事から理事長宛に委任状が提出されているとの報告があった。

- (1) 平成20年度業務報告・決算報告

岡本専務理事より、資料に基づいて平成20年度の業務について、次のとおり報告があり、全会一致で承認された。

- ・ 「放送倫理検証委員会」は、審理事案1件、審議事案2件。審理案件は、日本テレビ『真相報道！バンキシャ』による岐阜県の裏金作り報道で、今年3月に審理入りし現在継続中である。審議では、「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」を公表、「NHK教育テレビ『ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか』第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見」は、20年度中に大部分の討議、審議を行い、21年4月に公表した。
- ・ 「放送と人権等権利に関する委員会」（放送人権委員会）は、「高裁判決報道の公平・公正問題」「群馬・行政書士会幹部不起訴報道」「広島県知事選裏金疑惑報道」「徳島・土地改良区横領事件報道」の4件の委員会決定を行った。
- ・ 「放送と青少年に関する委員会」（青少年委員会）は、テレビ番組における男児の裸の映像について「注意喚起 児童の裸、特に男児の性器を写すことについて」を公表し、構成員各社に通知した。このほか、3社に対してバラエティー番組4本と報道番組1本に対して「回答のお願い」を送付し、その回答について審議のうえ公開した。
- ・ BPOで受け付けた平成20年度の視聴者意見総数は15,923件で、昨年比べて6%減少している。内訳ではメールの意見が急増しており、平成21年3月は、前月までの平均件数の3倍を超えるメールが寄せられた。
- ・ 評議員会は、平成21年度から新任する放送人権委員会5人、青少年委員会4人の選任および、継続する委員の再任を行った。

続いて、本橋理事（事務局長）より決算報告書案に基づき、平成20年度の決算報告を行った。

- ・ 収入では、予算と同じく4億500万円の会費収入を確保した。前期からの繰越などを合算して、平成20年度の収入は4億5780万円である。
- ・ 当期支出合計は4億1171万円となった。「委員会運営費」では、委員会活動が活発に行われたため予算を若干上回った。「シンポジウム開催経費」が予算残

となったが、シンポジウムの開催にあたり外部委託を行わなかったことが主な理由である。「放送倫理検証委員会調査費」は、特別調査チームの設置がなかったため支出が発生しなかった。

- ・平成20年度の決算見込みにおいて一定の剰余が見込まれたため、前回理事会で承認されたとおり、1000万円を「緊急対策基金」に繰り入れた。
- ・なお、監事監査において、工藤監事から「緊急対策基金があまり多額になるのは、任意団体の経理のあり方として問題がある。民放各社の決算が厳しいこともあり、来年度に向けて構成員各社のBPO会費額の見直しを検討してはどうか」との指摘、また、黒田監事から「より適正な経理とするため、経理責任者が月次の収支状況を確認すべき」との指摘があった。

工藤監事から「5月25日に黒田監事とともに監査を行い、経費の支出が適正に行われていたことを確認した。本橋理事（事務局長）から報告のあった指摘を行った」との報告があった。

平成20年度収支決算は、原案のとおり、全会一致で承認された。

（2）平成21年度収支予算の補正について

本橋理事（事務局長）より、平成21年度収支予算の補正について、資料に基づき、次のとおり提案があった。

- ・前回理事会で、新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準の運用指針」に準拠して策定した本年度予算が承認された。その際、同基準の適用について引き続き精査すべきとのご意見をいただいた。このため、公認会計士の意見を求めながら見直しを行った。
- ・検討の結果を踏まえて、①「資料収益」については「BPO事業会計」に計上する、②「人件費」「事務所費」等を、「BPO事業会計」と「法人会計」に振り分ける際の案分率を変更する——などを補正する。
- ・決算の確定に伴い、「一般正味財産期首残高」を6015万3617円、「前期繰越収支差額」を4609万4487円に補正する。

平成21年度収支予算の補正は全会一致で承認された。

引き続き、本橋理事(事務局長)から、会計処理規程と緊急対策資産規程について、資料に基づき、次のとおり提案があった。

- ・ 新しい公益法人会計基準に準拠して、より適正な経理処理を行うために、会計処理規程を全面的に改定する。監事監査において指摘のあった月次決算の実施などは、この規程の施行により改善をはかる。
- ・ 緊急対策資産については、これまで決算書の中に注記として記述があるのみだったが、その取り扱いを規程として定める。従来の「緊急対策基金」の名称を「緊急対策資産」に変更する。同資産の一般収支予算への繰り入れについて理事会の議決を要することとした。

以上の提案について、次の意見があった。

- ・ 一般収支予算から緊急対策資産への積み立てについても理事会の議決を要するようすべきだ。

会計処理規程は原案のまま、緊急対策資産規程は上記の意見を踏まえた修正を行ったうえで、全会一致で承認された。

以上で議事を終了し、散会した。